

事務連絡
令和元年10月29日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、
長野県、静岡県、仙台市、川崎市、宇都宮市、郡山市、
いわき市、長野市、相模原市、さいたま市、川崎市、八王子市、
前橋市、高崎市、越谷市、福島市及び川口市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）が令和元年10月18日付けで公布・施行されたことにより、令和元年台風第十九号による災害が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「災害特措法」という。）第2条第1項の「特定非常災害」として指定されるとともに、行政上の権利利益に係る満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ることとなった。

これに伴い、環境省では、災害特措法第3条第2項に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）のうち、特定非常災害発生日（令和元年10月10日）以降にその有効期間が満了するものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において次に掲げる許可等に係る業を行う者に係る者及び施設を設置している者について、当該許可等に係る有効期間の満了日を令和2年3月31日まで延長することとした（令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（令和元年10月環境省告示第23号。以下「環境省告示第23号」という。))。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	令和 2 年 3 月 31 日
廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による認定であって、同条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 30 日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者	

一 延長措置の対象者の判断について

環境省告示第 23 号により指定された許可等に係る有効期間の延長措置（以下「延長措置」という。）の対象者は、特定被災区域内において業を行う者等であるが、その判断に当たっては、許可等の区分に応じ、産業廃棄物収集運搬業者にあつては、特定被災区域内において業の許可を受けているか否かにより判断し、産業廃棄物処分業者又は熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置する者として認定を受けた者にあつては、当該許可等に係る事業の用に供する施設等の所在地が特定被災区域内に存在するか否かにより判断されたい。

なお、本延長措置は、行政庁による個別の確認行為を経ず、環境省告示第 23 号により指定された対象者に一律に適用されるものであるが、当該対象者が今般の台風により特段の被害を被っていないな

どの理由から、当該延長措置の適用を受ける意思を有しておらず、行政庁においても更新に係る事務を行うことが可能な場合については、従前の許可等の有効期間を満了日として取り扱うことも可能である。

また、災害特措法第3条第3項により、行政庁は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについても、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされていることから、環境省告示第23号の対象外となった者についても延長措置を講ずる必要がある場合には、令和2年3月31日までの期日を指定し、当該者に係る許可等の有効期間を延長することが可能である。

二 延長措置の対象者に係る許可証又は認定証について

延長措置の対象者については、現に交付を受けている許可証又は認定証（以下「許可証等」という。）に記載された許可等の有効期間と実際の許可等の有効期間とに食い違いが生じることとなる。

そのため、延長措置の対象者に係る許可証等については、管轄内において特定被災区域とされている区域を周知するなどして、当該延長措置の対象者が円滑に業を継続することができるよう努められるとともに、許可証等の書換えなども事業者の個別の求めに応じ、実施されたい。

三 延長措置の対象となる許可等に係る更新後の有効期間の起算日について

延長措置の対象となる許可等については、その有効期間は、令和2年3月31日までとなることから、当該許可等に係る更新後の許可等の有効期間の起算日については、従前の許可等の有効期間が延長されたことを前提として更新に係る事務を行われたい。

四 その他環境省告示第23号の運用については、平成30年7月豪雨時の際の告示発出時に寄せられた質問をもとに作成した別紙Q&Aも参照されたい。